

社会福祉法人松山市社会福祉事業団

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

1. 計画期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日の5年間

2. 内容

目標1：育児・介護休業法に基づく育児休業や介護休業、時間外労働の制限、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業などの諸制度の周知を図る。

取組内容

令和4年4月～ 育児休業法等関連諸法令の改正情報など制度の周知や情報提供を行い労働者が就業を継続し活躍できるイメージを醸成する。

目標2：年次有給休暇取得率50%以上の取得を維持するよう促進する。

取組内容

令和4年4月～ 仕事と生活の調和を図り心身の不調を引き起こすリスクを低減させる為、年次有給休暇を計画的に取得するよう周知及び取得しやすい環境の整備を行う。
定期的に取得実績を周知し、目標に届いていない場合はさらに対策を講じる。